１．県本部第二次意見に対する自治労本部見解

※ 47 県本部（社保労含む）、約 750 項目にわたる第二次意見が提出され、これらの意見を趣旨の範囲でグルーピング、表現修正等を行っているので、提出した意見の文言と異なっている箇所があります。

No.	意見内容	自治労本部の見解	摘要
１．全員加入による助け合いの制度化			
①	告知事項に該当する組合員（準通常就業者・非通常就業者）の最低保障額に加入できる仕組みを継続することについては、助け合いの共済制度の根幹であり理解できる。	自治労・自治労共済本部は、各県本部と力を合わせ、組合員の全員加入の実現による「助け合いの共済制度」である最低保障額を堅持していきたいと考えています。	
２．若年層の掛金引き下げと、中高齢層の掛金引き上げ幅の抑制			
①	掛金が引き上げとなる組合員に対して、不利益にならないように現行の団体生命共済制度の一定期間の存続など、激変緩和・経過措置を求めます。	ご意見をふまえ、制度骨格案では、つぎの激変緩和策を提起します。 ① 激変緩和策の優先順位は、基本契約・経過掛金（3 年間）で加入者全体に対して掛金の逓増・逓減方式を取り入れ、 男性・高年層の掛金抑制を図ります。 ② つぎに、組合員本人・51～60 歳の既加入者を対象に、2022 年 6 月制度改正実施後の最初の更新月 1 回だけ、がん保障 50 倍の組合員選択を可能とし、掛金抑制を図ります。 ③ その結果、全ての県本部で、改正掛金引き上げの最も大きい男性・56～60 歳の既加入者に対して、最低保障額から▲100 万円・▲200 万円の高齢層型を設定すれば、制度改正実施 1 年目の掛金引き上げが、合意形成可能な掛金引き上げ水準となるように制度設計します。【一部の県本部では、医療保障（コース）について、入院日額の高年層型（保障額の引き下げ）を必要とする場合があります。】	
②	男女同一掛金の再検討を行っていただきたい。	団体生命共済抜本改正のコンセプトは、「掛金と負担のバランスの見直しによる団体生命共済の公平性・健全性・持続性の確保」です。男女同一・年齢層別掛金のもたらすものは、男女・年齢層間の助け合いであり、18～45 歳（26 年間）は男性が女性を支え、46～85 歳（40 年間）は女性が男性を支える、逆選択の可能性を持った団体生命共済となります。自治労・自治労共済推進本部がいま問われていることは、長期低落傾向のきっかけとなった、「2002 年 7 月生協事業化と同じ轍を踏まない」ことだと考えます。	
３．自治労・退職者団体生命共済の新設による生命・医療保障体系の再構築			
①	掛金の払込方法について、月払いや長期共済の積立を利用した一括払いの検討を要請します。	新設する自治労・退職者団体生命共済は、全労済団体生命共済事業規約の中で制度設計を行っています。事業規約では、団体生命共済は共済期間について 1 年を原則としており、共済掛金の払込方法は、月払い・半年払い・年払いと限定されています。そのため、月払いの場合、口座振替手数料のコスト問題、長期共済積立金を利用する一	

		括払いの場合は、共済制度の違いによる事業規約上の制約が想定されます。引き続き、研究・検討課題とさせていただきます。	
5．全国統一メニュー体系の実現と事業経費の削減			
①	全国統一メニューを実現し、県支部・単組の事務負担の軽減を図って欲しいが、より一層の「単組事務負荷の軽減」策の検討を要請します。	男女別・年齢群団別掛金の導入による影響の大きい申込受付事務・掛金収納事務を中心に、ご意見をいただきながら「単組事務負荷の軽減」策の検討を進めます。	

2．他県本部の特徴的な意見と本部見解

≪図表 20≫

No.	意見内容	自治労本部の見解	摘要
1．全員加入による助け合いの制度化			
①	告知事項に該当する組合員が最低保障額に加入できる仕組みを継続することは理解します。そのうえで組織加入の要件の緩和を要望します。	最低保障額に加入できるのは、「全員加入団体」に限られた取り扱いとなりますが、自治労・団体生命共済では、非通常就業者が最低保障額に加入できる取り扱いを「加入率 80%以上の組織加入団体」に緩和しています。「集団加入団体」においても準通常就業者が最低保障額に加入できる緩和策を講じています。これらの制度要件の到達地点と現状の加入率が減少している傾向を考慮すると、さらなる条件の緩和は困難と言わざるを得ない状況です。	
②	自治労共済事業が成り立たなくなることは、自治労組合員の生活保障を守れなくなり、組織が弱体化することになります。これまでの自治労運動と車の両輪で取り組む共済活動では、とりわけ、団体生命共済の加入減少に歯止めがかからず、共済本部および 47 県支部組織運営の存亡や各単組の事務手数料の確保など危機的状況になると重く受け止め、改めて理解します。	団体生命共済抜本改正を実現し、各県本部と連携して、労組と共済における若年層の加入拡大を実現し、組織強化に取り組んでまいります。	
2．若年層の掛金引き下げと、中高齢層の掛金引き上げ幅の抑制			
①	35 歳以下の若年層の掛金抑制については、グループ保険対策の観点から長年の課題が一定整理されることについて支持します。	掛金と給付のバランスを見直し、若年層の掛金を大幅に引き下げるために、「一律掛金」を廃止し、「2 段階・4 段階」の 2 種類ある掛金体系を「男女別・年齢群団別掛金」に一元化することとしています。制度骨格案において提起する男性・高年層の激変緩和策のうち、制度改正後 3 年間設定する基本契約・経過掛金によって、若年層の掛金引き下げ幅が小さくなる影響が生じますが、引き続き、価格競争力の向上に努めてまいります。	
②	負担を強いられる中高齢者の掛金抑制を希望しますが、監督指針が定める被共済者群団間等の公平性に抵触してしまうことにより困難だということであり、高年齢層型の導入による抑制対策もやむを得ないと考えます。	制度骨格案では、男性・高年層の激変緩和策については、団体生命共済抜本改正のコンセプトである「公平性・健全性・持続性」は堅持しつつ、3 年間の基本契約・経過掛金を導入して加入者間の逓減・逓増方式を取り入れることや、がん保障の付帯方法の変更、高年層型の導入を提起します。これにともない、メリットの反面、基本契約・経過	

		掛金を導入する制度改正後 3 年間は女性・若年層の掛金引き下げ幅が小さくなること、制度改正後 5 年間は制度が複雑になることなど、デメリットも生じることについて、さらなるご理解をお願いします。	
3．自治労・退職者団体生命共済の新設による生命・医療保障体系の再構築			
①	自治労・退職者団体生命共済における退職組合員の承認基準（自治労共済生協定款）の緩和について退職組合員の承認基準のうち、「25 年以上勤続」部分の緩和を求める。	「退職組合員の承認基準」は、厚生労働省と相談の上、実際の取り扱いについて定めた内規です。承認基準の緩和は、行政対応上、極めて困難な課題と考えます。	
②	退職者によっては、①死亡保障を必要としない組合員もいる、②配偶者を先行し移行している組合員もいることから、退職後共済の「定期保障」の存続を求めます。	退職後共済の定期保障（医療・遺族）の新規移行停止については、長期共済の既契約者の既得権についての法的検証を行い、自治労・退職者団体生命共済で保障内容がカバーできるとの判断から、提起しましたが、存続を希望される意見をふまえ、「4 年間の経過措置期間後に新規移行停止」をすることとします。 ① 死亡保障について 自治労・退職者団体生命共済では、最低共済金額である死亡 100 万円にご加入いただければ、70 歳まで 7,000 円、80 歳まで 5,000 円の医療保障を選択いただける点をアピールポイントにしていきたいと考えます。なお、補強修正案および補強修正案の考え方（別冊）の中でお示ししている、自治労・退職者団体生命共済と退職後共済の定期保障（医療・遺族）の保障内容・掛金の比較における、自治労・退職者団体生命共済の優位性について、引き続き、周知を図ってまいります。 ② 先行移行について 制度改正前に配偶者が退職後共済に先行移行し、契約者本人は制度改正後に退職となるケースについては、契約者本人は新設する「自治労・退職者団体生命共済」に移行いただくことを、配偶者先行移行の条件とする予定です。	
4．組合員ニーズに沿った医療保障改善など			
①	がん保障はやはりニーズに応じられる任意付帯にすべき。掛金にも直結する。	制度改正後の団体生命共済は、男女別・年齢群団別掛金の導入と自治労・退職者団体生命共済の新設を柱とする抜本改正により、ライフプランに基づくメイン保障として、生命・医療保険やがん保障を必要としない、簡素かつ安価な生命・医療の総合保障制度となります。	
5．全国統一メニュー体系の実現と事業経費の削減			
①	基本型を型セット廃止にした場合、自治労本部方針の組合加入イコール基本型全員加入の方針の実現は難しくなると考えます。型セットを継続することを要請します。	基本型の組合員全員加入は、自治労・自治労共済の最重要の推進方針となっています。パンフレットの表記や事務システムの工夫、また、総合共済基本型の取り組み意義についての学習会資料の豊富化等に取組み、型セットを行わなくても総合共済基本型全員加入が維持できるよう努力していきます。	